

平成 26 年 7 月 18 日
福祉部介護保険課

指定地域密着型サービス事業者の指導等実績について

区では、介護保険制度の適正な運営を図るため、介護保険法（平成 9 年法律 123 号）第 23 条等に基づき介護サービス事業者等に指導監督を実施している。指導は、事業者の育成・支援を念頭に、指定基準等で定められた介護給付費等対象サービスの取扱いや介護報酬請求等についての周知徹底を方針としている。なお、指導には実地で面談方式により行う実地指導と、指導内容に応じた事業者等を集めて、講習等の方法で行う集団指導がある。

記

1 実地指導

	小規模多機能型居宅介護	認知症対応型共同生活介護	認知症対応型通所介護	定期巡回・随時対応型訪問介護看護	夜間対応型訪問介護	計
平成 25 年度 (実績)	1	3	5	1	1	11
平成 26 年度 (予定)	7	16	9	4	1	37

●実地指導内訳

H25 実績 地域密着 11、居宅（通所・訪問）90、居宅介護支援 56 計 157 事業所
H26 予定 地域密着 37、居宅（通所・訪問）78、居宅介護支援 50 計 165 事業所

●指導ポイント

（人員・設備関係） 条例に定める職員の資格、員数および必要な設備

（介護報酬関係） 適正な介護報酬の請求

（運営基準関係） ①契約、ケアマネジメントのプロセスの適切な実施

②認知ケア、高齢者虐待防止等に関する研修の実施

③苦情・事故、感染症等があった場合に適切な対応

④火災、風水害、地震等の非常災害に関する計画および訓練の実施等

2 集団指導等

実施日	事業名（対象サービス）および主な内容	出席事業者数
平成 25 年 10 月 23 日	説明会（ケアマネジャー対象） ・定期巡回・随時対応型訪問介護看護の制度概要、区内整備状況、事例報告等	122 事業者
平成 25 年 12 月 20 日	集団指導（認知症対応型通所介護を除く全サービス） ・個人情報保護について ・事故報告について ・実地指導における主な指摘事項について	46 事業者
平成 26 年 1 月 21 日	集団指導（認知症対応型通所介護）※通所介護と同時開催 ・個人情報保護について ・介護保険制度改正の動向 ・実地指導における主な指摘事項について	122 事業者 (うち認知デイ 17 事業者)